

地震に伴う火災で被害を受けた輪島朝市の跡地。全焼した建物はすべて解体・撤去された17日、本社（左）から、嶋田達也撮影



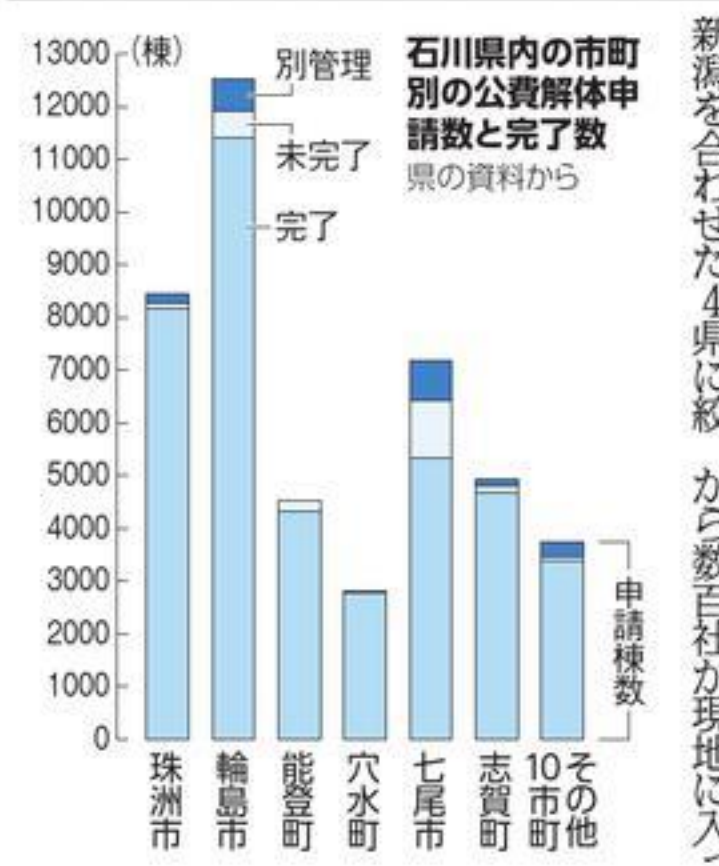
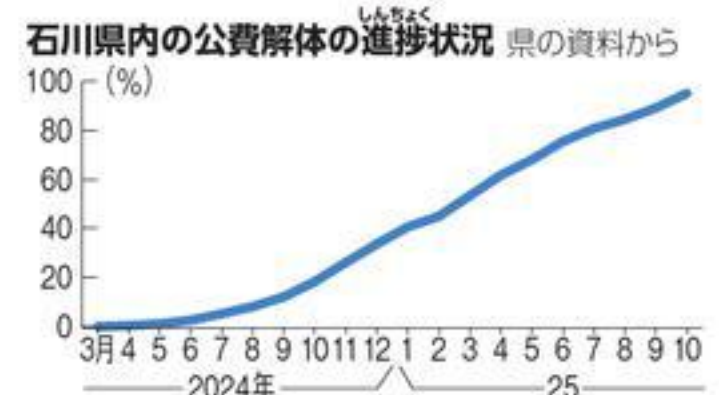
公費解体 4万棟

当初遅れも「おおむね達成」

10月下旬、更地になった石川県輪島市の輪島朝市跡地には、セイタカアワダチソウの黄色い花が風に揺れていた。朝市は能登半島地震に伴う火災で、焼損などした249棟が解体・撤去された。輪島市朝市組合の富水長毅組合長（57）は「小さなころからここで祖父、祖母の手伝いをしてきた。いろんな店があり、にぎわった風景がすべてなくなった」と残念そうに語る。

地震によって石川県内の16市町では、住宅と、店舗や事務所など非住宅の建物も合わせて、約6万3千棟が全半壊。そのうち、10月末までに約4万棟が公費解体された。これは解体の申請があった約4万4千棟のうち、土砂崩れで現場に近づけなかったり、解体の留保を申し出たりした「別管理建物」約2千棟を除いた建物の95%に当たる。県は10月末までの完了をめざしていたが、「おおむね達成した」と

時時刻刻



だが、解体が始まった当初は、遅れが指摘されていた。地震発生からの半年間に県内で公費解体された建物は、申請のわずか2・5%。そこで県は昨年8月に「公費解体加速化プラン」を策定し、スピードアップを図った。

石川県構造物解体協会（25社）は当初、受け入れる解体業者を、北陸と新潟を合わせた4県に絞っていたが、全国に拡大。作業員の宿泊場所を確保するため、被災して営業停止したホテルを使ったり、建物を解体した更地を借りてプレハブを建てたりしたという。

協会の毎田健事務理事（51）は「市町も私たちも、初めて経験することが多く、戸惑ったのは事実。当初、奥能登4市町では10社ほどでスタートしたが、ピーク時は全国から数百社が現地に入っ

申請手続きも円滑化された。公費解体を所管する環境省は、相続人が多数にのぼる場合、全員から同意が取れなくても、申請者がトラブルに対応するとの「宣誓書」で代用できるとした。

作業が遅れていた輪島朝市では、法務局が職権で、焼けた建物は価値がなくなったとして「滅失登記」をし、所有権を持つ全員の同意がなくても解体を進め、今年4月に公費解体を終えた。輪島市の坂口茂市長は11月初め、取材に対し、「公費解体の終了は復旧の大きな節目。地震と豪雨で市民の3分の2が住まいを失い、多くが市外に流出した。今後、『戻りたい』と思える未来への希望をつくっていく」と述べた。

公費解体の課題と対応策 環境省の資料などから

- 1 所有権を持つすべての人から同意を取るのが難しい**
→トラブルが起きたとき、申請者が対応するという「宣誓書」を出せば、全員の同意なしに解体できる
- 2 火災で焼失した輪島朝市など、解体・撤去が必要な建物が増えている**
→法務局の権限で建物なくなったことを示す「滅失登記」をし、解体・撤去を進めた
- 3 多くの申請の受け付けと処理に時間がかかる**
→災害廃棄物処理の知見がある国や他自治体からの応援職員が助言したほか、補償コンサルタントが書類の審査や現地調査を担った
- 4 解体業者や宿泊施設の不足**
→北陸ブロック外から業者を受け入れたほか、プレハブなど仮設の宿泊施設を設置。宿泊費の補助もした



建物再生へ 進む能登

昨年1月の能登半島地震で被災した建物の公費解体が、年内にも終わる。当初の遅れを取り戻し、ほぼ目標通りの完了時期だが、修理すれば住めた家が解体される「壊しすぎ」を指摘する声もあった。より多くの住宅が被害を受ける大災害に備え、解体・新築より、修理を選びやすい制度の検討が求められている。

（石川幸夫、赤田康和）

全国の業者受け入れ ■申請を円滑化

解体留保可能に ■集落単位で調査も

公費解体が進み、「壊しすぎ」が指摘されるなか、建物を修理・活用する動きも出てきた。強い潮風から家を守る「間垣」の景観で知られる輪島市門前町七浦地区。公民館長を務める升本五郎さん（74）は、一度申請した自宅倉庫の公費解体を延期するよう、市に求めている。

被災地では地震で隆起した海岸をジオパークにする構想が持ち上がった。海や山とともに能登の景観を形作っていた伝統的な町並みを残したいと考えたからだ。

升本さんは今年6月、地区の住民ら2人と一般社団法人を立ち上げ、地区内で公費解体される予定だった住宅を購入。民宿だった建物も買い取り、修理を進めている。近所の人にも住宅を残すよう呼びかけたが、「（市外に暮らす）子どもたちと相談し、長くここで住むのは難しい」と断られ、解体されたという。

「私の家は明治時代に建てられ、壊したら復元できない。子どもたちもここで生きたいと言っており、次世代に残すのが役目だ」と語る。

石川県は昨年12月、公費解体を進める一方、被災した建物を修理して残す選択も提示。保存・活用に向けた支援として、家屋調査や相談対応への取り組みに補正予算で1千万円を計上した。

馳浩知事は「茅ぶきや白壁、黒瓦など、環境と調和した景観を形成する能登の古民家で、修繕によって活用できる物件は150万円、中規模半壊なら50万円にとどまる。この支援金とは別に、災害救助法に基づく「応急修理」で最大約74万円の補助を受けられるもの。対象は、屋根や床、壁、窓、台所トイレといった「日常生活に必要な最小限度」に限られている。仮設住宅に入る際にも「自

支援 修理より新築に手厚く

被災者が解体を選ぶ背景には、住宅再建に対する支援が、「修理」よりも「新築」に手厚いという事情がある。

被災者生活再建支援法による支援金は、半壊した住宅を解体して建設・購入する場合、300万円に上る。だが、修理する場合は大規模半壊でも150万円、中規模半壊なら50万円にとどまる。この支援金とは別に、災害救助法に基づく「応急修理」で最大約74万円の補助を受けられるものの、対象は、屋根や床、壁、窓、台所トイレといった「日常生活に必要な最小限度」に限られている。仮設住宅に入る際にも「自

南海トラフ地震では最悪の想定で、約235万棟の建物が全壊・焼失する。永野弁護士は「大規模災害では住宅のニーズが急騰し、供給が追いつかない恐れがある。修理の補助金を増やし、被災者が住まいの再建方法を、より自由に選べる支援制度に変えていく必要がある」と指摘している。



壊さぬ復興 探る

景観・古民家 次世代に残す

購入した古民家の内部を説明する升本五郎さん。10月、石川幸夫撮影。いすれも石川県輪島市